

会 議 録

会議名 (審議会等名)		平成29年度 第2回 川西市男女共同参画審議会		
事務局 (担当課)		市民生活部 人権推進室 人権推進室 (内線2411)		
開催日時		平成29年7月3日(月) 19時00分～20時30分		
開催場所		川西市役所 4階 庁議室		
出席者	委員	五十嵐 富佐子 委員 北上 哲仁 委員 木村 浩章 委員 黒田 美智 委員 佐々木 史恵 委員 中谷 文恵 委員 西尾 亜希子 委員 守 如子 委員 森本 猛史 委員 和田 聡子 委員 (欠席)橋本 有輝 委員 山田 静子 委員		
	その他			
	事務局	市民生活部長 大屋敷 信彦 人権推進室長 高橋 裕美子 人権推進室主幹 田中 肇 同主査 山下 昌伸 こども未来部 子育て・家庭支援課長 増田 善則 (指定管理者)男女共同参画センター センター長 三井 ハル子 同マネージャー 藤森 啓子		
傍聴の可否		可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合、その理由				
会議次第		議題1 平成28年度 第3次男女共同参画プランの進捗状況について <資料1・2> 議題2 「川西市男女共同参画プランの見直しについて(答申)案」 について<資料3・4> 議題3 その他 ○次回審議会の日程について		
会議結果		別紙のとおり		

【審議経過】

議題1 平成28年度 第3次男女共同参画プランの進捗状況について

事務局より資料とあわせてプランの進捗状況について説明

【会長】: 皆さまよりご質問、ご意見承りたいと思います。ご自由に、どなたからでも結構ですのでよろしくお願いいたします。

【委員】: 今の資料1のところで説明をいただいて、1ページのところで3b、4というのが0になっているのを見てとても嬉しいなというふうに思いました。それで3aの項目がまだ少し残っているというところでは、これは平成28年度の進捗(しんちよく)状況ということですので、この3aの次年度以降は実現可能であるというようなどころでの評価になっているというふうに思います。ですので、この段階では28年度の進捗ですが、7月に入って29年度も途中まで行っているというところでは、個別にはなかなか難しいと思いますが、この3aで記されているように実現可能という方向を向いているのでしょうか、というところで少し今の状況を教えていただけたら嬉しいですよというのが1点。

それからもう一つは、資料2のところで目標としている数字をもうすでに28年度の調査で上回っているという項目がたくさんあると思うんですね。それは今後、目標値の見直しをしていくという方向になっていくのか、例えばまだもう少し時間があるので、さらに今の実績値を積み上げていくということになっていくのかという2点、お願いします。

【会長】: 事務局、お願いします。

【事務局】: まず1つ目のご質問です。3aについてなんですけれども、今年度実現をしていけるというものもあるというふうには考えております。それが何パーセントぐらいなのか、実現可能なのか、というそこまではちょっと事務局のほうでは今の段階では把握しておりませんが、3aはなくなる、少なくなっていく傾向にあると思っております。例えば25年度から3aの推移を見ていきますと、25年度は25個ありました。それが26年度では22個、27年度は21個、そして28年度には今回20個というふうになっておりますので、減少傾向に向かっていくものと考えております。

それと2つ目ですけれども、プランの素案のほうにも目標値、評価指標の欄はございまして、まだ現行プランのままの数値を掲げておりまして、この資料2にございまして、当初の目標値を上回っているものもございまして、逆に23年度、24年度の基準値からしまして下がっているものもございまして。

これもいろんな数値がございまして、今後、もちろん数値達成しているものにつきましては新たな数値目標を設定しまして、より高い段階のものを目指していきたいと思っておりますし、目標値だけが高いのに23年度、24年度よりも下がっているというようなものにつきましては、現実味のあるといえますか、できるだけ頑張っていけば達成できるような数値、そういうものを目標値として掲げていくほうがいいのかと、これまでの審議会の中での委員さん方のご意見を伺いましてそういうふう感じておりますので、いずれにしましても次、34年度に向けてもう一度数値につきましては見直ししていきたいというふうに考えております。以上でございます。

【会長】: ありがとうございます。他いかがでしょうか。

【副会長】: では1つ、質問をさせていただきます。まず資料1の10ページの3aが付いている部分なんですけれども、人権推進課が担当所管のものですが、「ワーク・ライフ・バランスの推進など、男女共同参画に関する取り組みを積極的に実施している事業者の顕彰を検討します」という、その部分ですね。結果としましては、

「事業者の表彰制度の創設については今後も引き続き検討する」ということになっています。

それで資料2のほうを見ますと、おそらくこれに何か該当するのが12番、ナンバー12の「女性の能力の活用や、ワーク・ライフ・バランスの推進など、男女がともに働きやすい職場づくりを積極的に進める事業所の延べ表彰件数」に当たるのか、ちょっと分からないんですが、目標は5件になっていますが、ずっとこれ0が続いていますね。これは、ほんとに純粹に考えて、この表彰制度を作ることは難しいことなのでしょうか。ちょっとずっと何か続いていますし、目標5件というのは相当これはハードルが高いのかなという印象を受けますが、お願いします。

【事務局】：委員ご指摘のとおりですね、そうです。これは当初、川西市で表彰制度を創設するというので、来年こそはと思いながら3aを付けているところなんですけど実現はとても難しく、実はプランの改定版の28ページの評価指標をご覧くださいませでしょうか。その評価指標のナンバー12ですね。「市が県実施のひょうご仕事と生活の調和推進企業認定制度、ひょうご仕事と生活のバランス企業表彰制度をPRした事業者の数」というふうに今回変更させていただいているところです。

この市独自で表彰制度を作るということについては、なかなか難しいということで、今「ひょうご仕事と生活センター」というところが兵庫県からの委託が第三者機関かもしれないんですけど、のほうがこの表彰制度っていうのを募集しておりまして、現在これまで212企業団体が認定されております。しかし川西市については1団体も表彰されていませんで、本当は表彰者数を上げたかったんですが、それよりまずこういう制度があるということが事業所のほうに行っていないのではないかとということで、産業振興課と協力しながらこの表彰制度というもののPRを指標に当てさせていただいております。以上です。

【副会長】：今の説明を聞きましたら、まあそういうことなのか、というのは分かるんですけど、これだけ見ると「大丈夫なの？」という印象どうしてもありますので、何か書きようはないんですかね。書き方ですよ。というのが、やっぱり今はワーク・ライフ・バランスの推進を県が誘って市もやっぺいこうという雰囲気にあると思うんですよ。にもかかわらず、やっぱりちょっとこれではというところがあるので、どうしてもその県の表彰制度がありますよということをPRするというのであれば、やっぱりそこをしっかりと書く、表に出すということが必要なというふうに思います。

【事務局】：そのようにさせていただきます。

【会長】：他にいかがでしょうか。

【委員】：頂いた資料の2の評価指標の一覧表のナンバー1とナンバー6の計画策定時から28年度にかけての数値の激減というか、減りようを見ると非常に残念だなというか。これまで事務局の皆さんや行政の方々が多大なご努力をされてきたにもかかわらず、これだけ数値が減ってるということは、繰り返しになりますが非常に残念だなという思いがありますが、この点について事務局としての評価、あるいはわれわれがどのように解釈すればいいのか、教えていただけますでしょうか。

あともう1点が、ナンバー1のところ、多分これは以前にもおそらく質疑、議論があったと思うんですけども、計画策定時の数値が女性32.2、男性40.8にもかかわらず、目標値がそれよりも低い数値が上げられていますね。先ほど事務局からのお話の中で、より高い数値を目指していきたいというお話もありましたけれども、国、県との絡みもあるとは思いますが、その辺を少し教えていただけますでしょうか。

【事務局】：まずナンバー1の「男は仕事、女は家庭という考え方を持っている人の割合」は固定的役割分業を肯定している人の割合ですので、これは少なくなったほうが良いということで目標値を下げております。ですので、当初23年度より28年度のほうが減ってきているということです。

それから、ナンバー6の「ジェンダー問題や男女共同参画について学んだり、教えられたりしたことのある人

の割合」これが減っているということは、男女共同参画社会基本法が平成 11 年にできて、そこからどんどん社会の流れが変化し、学んだり教えられたりした人が少なくなっているのかなというふうには理解しております。人権推進室や男女共同参画センターにおいても、情報発信、啓発事業をさらにやっていく必要があると感じております。以上です。

【会長】: 他いかがでしょうか。以下、皆さんにご検討いただいております、もしくはご意見いただいておりますものを踏まえて、議題 2 のほうの答申案に入れていくということになりますので、その辺、疑問ですとかこの数字は今までの推移で上がっている下がっているという数値もいろいろございます。

前回いろいろと、後に議題 2 のほうで詳しくやりますけれども、実は数字がほんとは上がっているほうが望ましいんだけど実は隠れた部分の上がり下がりというのも結構あって、きっちり内情を検証しなきゃいけないという数字のものも結構ございましたので、ここで疑問といいますか出しておいていただいたほうが、議題 2 がすごくより深い話ができるかと思っておりますので、皆さんにはその辺りの評価指標値と実際の進捗ですね。その辺を見ていただけますとありがたいと思っております。どうぞ。

【副会長】: 今、資料 1 のほうでまたちょっと質問なんですけれども、14 ページのナンバー 42 ですが、具体的施策が「学校や幼稚園、保育所、総合センター等を子育て中の親子に開放するなど、施設の有効利用を図り、子育て支援を行います」と。その左のほうにあります基本課題が「男女ともに築くワーク・ライフ・バランスの推進」とありますね。ここでは男性も入ってるわけですが、この平成 28 年度の評価としましては 1 が付いています。その 1 を付けた取り組み内容ですが、「平日の月～金曜日の午前 9 時から午後 5 時まで遊戯室を、午後 1 時から午後 3 時まで体育室をそれぞれ開放し、子育て支援を行った」というふうにあります。これで働いている女性もそうですし、働いている男性も利用できるのか、ということですね。もしもほんとに働く男性女性両方を考えるのであれば、本来は週末の開放も必要のかなとは思いますが。特に男性の働き方を考えた場合に週末も大事なのかなという気はするんですが、これは 1 付けていいのかなというちょっと疑問があります。

もう一つ、これはちょっと素朴な疑問なんですが、22 ページのナンバー 69 ですね。具体的施策が「ストーカー行為・性犯罪の防止、売買春の禁止に関する情報提供と啓発を行います」ということで、28 年の取り組み内容は、市民企画講座で「デート DV 知って防いで」ということで講演ですかね。講師を招いて何かお話をされているようですが、これはどのような方が聴衆なのかなと。本来は先日も審査がありましたけれども、本来は学校で行うのが、中学、高校、そして大学等でデート DV のことをやるのが一番効果は高いのかなという気はするんですが、この市民企画講座としてこれらをやった時にどういう方が何名くらいいらっしゃるのかですね。その効果によっては、これ 1 を付けていいのかわかるかというところがあると思っておりますので、お聞かせください。

【事務局】: 1 つ目のご質問です。14 ページの具体的施策、ナンバー 42 についてお答えをさせていただきます。これは総合センターのほうで回答しております。実は私この 3 月まで総合センターの所長をしておりまして、こういうふうな内容で施設の回答をしているわけなんですけれども、それと土曜日も館自体は開けておりまして図書室とか 1 階に交流サロンというのがあるんですけど、そういったところが朝 9 時から 5 時過ぎまで子どもさんたち自由に遊んでいただけるようなところはございます。

ただここで、具体的施策のところ「子育て中の親子に開放するなど」と「開放」というふうな形になっているんですが、月曜日から金曜日までにつきましては 3 階に大きな体育室っていうのがあるんですけど、その昼過ぎ 1 時から 3 時まで幼児とその保護者の方を対象に開放し、引き続き 3 時半から 5 時まで小学生を対象に開放してたんですね。そういうふうなことをしておりまして、ちょっと「開放する」という点に絞って回答が書かれてるというふうなところがあるんですけど、確かに委員おっしゃいますようにこの記述の内容だけでは 1 番というのはしんどいかもかもしれません。また担当部署のほうにも今のご意見をお伝えして、再考といいますが、もう少し 1 でいいのかを考えてみるような機会も設けたいなというふうに思います。以上です。

【会長】: 2 つ目。

【センター長】: 施策ナンバー69 の件ですけれども、これは男女共同参画センターのほうで実施した講座になります。センターでは市民企画講座というのと市民講師デビュー講座っていう枠を設けてるんですけども、その一つのほうとしてクローバーの会さん、クローバーの会さんはずっと川西において長く DV 被害者の直接支援的なこととか同行支援をしてらっしゃるグループなんですけれども、中の方がお一人、高槻の SEAN さんなんか学校プログラムを持ってらっしゃって、そういうのにも勉強しにいらっしゃる方なんです。今、そういう学校でできるプログラムを考えてきてらっしゃって、この講座ではそういうのを学校でやっていただけるような方を育成したいということで、今回は企画を出していただきました。直接に学校とかに行くのだったら 1 校しか、なかなか私たちの予算では行けないので、そうやって将来的に行っていただける方のそういう啓発ということで企画しました。結果的には 10 人ぐらいの方が来てくださって、どういふプログラムを今考えたららっしゃるかっていうのを一緒にみんな検証しながら学んだような形になっています。

直接このストーカー犯罪・性犯罪の防止に関われるかどうか分からないんですけど、もう一つ県警のサイバー犯罪被害担当の方に来ていただいた企画もありまして、そういうところで複層的にこういう事案についてできるだけいろんな方が理解の裾野を広げていただいて、地域の中にそういうセーフティーネット的なものを広げていけないかっていうことはやってきています。

【副会長】: ということは、この「デート DV 知って防いで」というのは、講師育成のための講座だったということですね。これちょっと読むとそうとはなかなか理解できないところがありまして、聴衆はほんとに一般市民なのかなと。一般市民といったときに、どなたが来るのかなと。そういうふうに考えてしまうので、もしも今からでも今していただいた説明が加えられるのであればお願いしたいなと思うんですが、それは難しいんでしょうか。

【センター長】: 校正が可能であれば少し言葉を追記して、さっきご説明させていただいたような内容で読み取っていただけるようにいたします。

【会長】: 他に資料 1、資料 2 でご不明な点、ご意見よろしいでしょうか。

【委員】: 細かいことを申しあげるとおそらく切りがないと思いますけれども、1 点だけ申しあげたいのが、資料 2 のナンバー 11、「女性消防団員の実員数」のところ。これ消防職員、消防吏員の方の実数がどのように把握されているのかという点と、あとこの女性の消防職員については全国的に非常に少ないということが皆さまご存じだと思います。川西市も実際少ないということは確認しておりますが、国のほうでも積極的に女性の消防職員の登用、働きやすい環境の整備といったところを今うたっているところですので、第 3 次の改定プランには入れられないかもしれませんが、その辺はしっかりと把握をされて、今後項目として入れられていくべきだと思いますけれども、どのようにお考えでしょうか。

【事務局】: 項目として入れるということはどういうことでしょうか。女性消防団員の実員数というのは評価指標の中にはすでに入っているのですが、そうではなくて、それにプラス何か、現状とか施策の方向の中で表現したほうがいいということでしょうか。

【委員】: 分かりにくくてすみません。消防団員ではなくて消防職員。

【事務局】: 職員、はい。入れることは可能だと思います。

【会長】: 確認ですが、じゃ事務局はそこを検討いただくということでよろしいんでしょうか。入れる方向で。

【事務局】：はい。それはどこでしたかね、プランの改定版の、今日お配りしたページの25ページの11で「女性消防団員の実員数」というのが上がっているのですが、その下に「消防職員」というのを入れるということによろしいですかね。

【会長】：ちょっともう議題2のほうになっていますのでね。はい、ちょっと皆さん、資料4のほうを見ていただくことになりますけれど、資料4の25ページでございますが。ごめんなさい、ちょっと委員は議題2号の話に移って行ってしまっているんですけど、今のご質問出ましたので25ページを見ていただきますと、委員のご意見はナンバー24のところ「地域での防災事業」うんぬんから最後「女性の入団を促進します」という現在はあるんですけど、これでは弱いという。書き方としまして、いかがでしょうか。

【委員】：書き方と申しますか、団員さんとは別に、職員さんの現状について問題意識を抱えておりまして。

【会長】：すみません、ごめんなさい。そうです。私も職員と思いつつながら団員さんのことになってますので。では24のところ事務局としましては、この24にさらに「女性消防職員の」ということを入れられるというふうにお考えなんでしょうかね。

【事務局】：まだこのプランの素案につきましては、担当課との目標値の数字であるとか、まだ確認作業を行っておりませんので、審議会の中で頂いた案につきましては現担当の部署と相談の上、プランのほうに載せるかどうか決めていきたいと思っております。

【会長】：そうしましたら宿題ということで、24番に書き添える、こういう意見が審議会から出たということを担当所管にぜひお伝え願いたいということで。事務局のほうでよろしく願いいたします。

【会長】：ではいったん議題1を終わります。

【委員】：資料2の評価指標の推移一覧っていうのは、資料4の中の指標と数字は対応してると考えて間違いのないですね。ちょっとよく分かんなかったのが、19番と20番が、こちらのやつとこちらのもが主題、評価指標の名前が違うんですけども。これは何か、こちらの参画プランのほうでは庁内の話になってるんですけど、こちらはちょっとそういうことではない話が19、20に。

【会長】：アンダーラインが入っているので、今回変更しているのが。ちょっと事務局のほうご説明いただけたらと思います。33ページです。33ページの19、20にアンダーライン入ってますので、そこをちょっとご説明お願いします。

【事務局】：資料4の33ページになりますけれども、確かに評価指標の19番と20番につきましては資料2の19番と20番の内容とは異なっております。先ほど会長のほうからもお話がありましたけど下線が引いてありますので、下線の引いてる部分につきましては今回の見直しで変えてるところになります。現行プランの19番、20番につきましてはこの資料2の19番、20番の文言のとおりでございますので。はい。改定版のほうはそれをちょっと変更するというで違うものを記載しているということでございます。

【委員】：では、途中で指標自体も変えたっていうことなんですね。

【事務局】：今見ていただいている資料1、資料2につきましては、この改定前の「第3次川西市男女共同参画プラン」を元に作っている指標の一覧です。ですので、これ29年度まではこのプランの指標についての指標を表しています。で、こちらにつきましては、改定する30年からのプランですので、30年からはこちらの指標で進

捗状況を出すということになります。

【委員】: それは内容なのか指標なのか、よく分からないんですけど。資料2の例えば20番を、子育てしやすいかどうかということに関しての指標を取り下げた理由ってというのは何かあったんでしょうか。

【事務局】: 取り下げているものではなくて、39ページの22番のほうに上がっております。新しく女性活躍推進法ができて、庁内の男性の配偶者補助休暇の取得率であるとか、庁内のワーク・ライフ・バランス研修受講者の数などを追加したのために、ナンバーがずれてきたというようなことでございます。

【委員】: ありがとうございます。

【会長】: よろしいでしょうか。ちょっと以下2番ほどずれてきていますので、ちょっと前後を見ていただきたいと思います。

【委員】: 分かりました。

【会長】: はい、どうぞ。

【委員】: 資料1の19ページの61番なんですけれども、「県健康福祉事務所等と連携し、予防の必要性について啓発する」という施策に対して、取り組み内容が「現場での診療」というのはちょっと違和感があるんですけども、この取り組まれてること多分他にたくさんあると思うので、ここにあってこの「現場の診療」って出てくる意味って何かありますか。

【事務局】: 病院ですので、現場の日々の診療の中でそういう症例があれば対応していくという意味で書いているんだろうと思います。それ以外に例えば病院も地域に出向いて何か講演活動をするとかいうような活動もしてまますけれども、ちょっとこれだけ、この2行の回答では分かりませんので、もう一度詳しい内容について現場のほうに確認をしたいと思います。

【委員】: はい、ありがとうございます。

【会長】: 資料1、資料2につきまして他よろしいでしょうか。

【委員】: 資料2の6のところ、ジェンダー問題や男女共同参画というところで、この間何回かジェンダーの部分については話があったこともあるんですけども、明確に評価指標のところではジェンダー問題と別個のものという書き方をなさっているのですが、この間の時代の流れも含めて少しやっぱり変化があるというところのね。ジェンダーというものの取り扱いなんかもなかなかシビアなものがあったりとかってというような状況のところ、川西市としてはでもしっかりとこのジェンダーについては取り扱っていくんだというようなところが明確なのかというところで、今回もこの評価指標が活着しているという理解でいいのですか、ということですか。

後からまた資料4のところ、それが具体になっていくものがありますので、今のところではこの6番のところはこの項目で、先ほども数値が計画策定時よりもマイナスになっているというところの流れのところではずいぶんいろんな社会的な背景も変化をしてきているというところがありますので、ただし市としては、しっかりとこの問題に取り組んでいくという形で認識をしていいのですか、ということの確認だけ。

【事務局】: この「第3次川西市男女共同参画プラン」では、今回の素案もそうなんですけど、16ページを見ていただくと黒丸の4つ目「ジェンダー問題に関する学習」というような書き方がたくさん出ております。それ

については変わることなくこのまま使っていこうというふうには考えておりますので、この男女共同参画プランを策定した時の審議会からの諮問ということで「ジェンダー問題」という言葉を使うという決断をしてそのまま使っております。今現在もそれについては変更するという事は考えておりません。

【委員】: はい、了解です。

【会長】: どうぞ。

【委員】: 達成がうまくいっていない項目っていう中に、先ほど指摘があったワーク・ライフ・バランスの推進を積極的に進めている事業所の表彰を増やすとか、こういうものはほんとに難しいだろうなと思うんですが、やっぱり気になってしまうのは「パレットかわにしをよく知っている人の割合」とか、実現が割と具体的に方法が考えられそうなものでうまくいっていないものもあるというのが気になってしまいます。資料2でいうと29ですね。これが上がると28も「川西市男女共同参画プランを知っている人の割合」も上がっていくのかなという。何か、細かく一つ一つ上げられませんが上がってきそうな項目もあるかなと思います。非常にパレットの職員さんも頑張っておられるのは日々見ますし、もったいないなと純粹に思います。

前回は確かもうちょっと広報活動を、デパートとかそういう所でやったらどうかという提案があったと思うんですけども、まずは具体的にやりやすいところを丁寧にやっていくっていう姿勢はやっぱり必要なのかなと思いました。

【センター長】: これは前回のプランの時の調査と大幅に下がっていて、実際私たちもものすごくショックを受けました。多分そのアンケートの答えてくださっている年代層、属性とかなり関係があるのかなというふうな気はするんですけども。なぜそういうふうになかなか浸透しないのかなというのは、この後もずっとスタッフたちと考えると、今回もちょうど6月の17、18とか、つい先日6月の29日もフェスタっていう年に1回の大きな文化祭とか講演会をして、かなり著名な先生に来ていただいたり、とにかく場所を知ってもらおうっていうことをやっています。

そのほか、センターには3,000冊の蔵書があって、市立図書館にあるのとはまたジャンルの違う市民活動とか男女共同参画に関わるいろんな本とか、やっぱりそれがそれだけじゃなくて読みやすい本も揃えているので、最近は「まちライブラリー」ですかね。全国的にいろんなとこに図書を配布しているんな方に図書に親しんでもらうような取り組みがあって、そこにセンターも参画して、去年からはまちライブラリーの一つとしてある期間来ていただくようにしたり、それからセンターの中にもいろんな形で図書をほんとに手にと取っていただきやすいようにしてみたり、工夫は重ねているところなんですけど。

あとホームページも、それから情報誌、それから場合によっては個人のFacebookでですけども、いろんな形で情報発信はしているところです。ですから、その情報を受け取ってくださってる方とアンケートに答えてくださってる方が一致すれば、数値は上がるんじゃないかなというふうには思ってます。

【事務局】: 実はこの男女共同参画センターの利用の有無ということでアンケートを実施しているんですが、前回と聞き方をちょっと変えています。前は「よく知っている」「聞いたことがある」「知らない」「無回答」だったのが、「利用したことがある」「知っているが利用したことはない」「聞いたことがある」「知らない」というふうに聞き方がちょっと変わっているので、「知っているが利用したことはない」というのが、「よく知っている」ってことにもならないけど、知っているということになれば合計40.8%となり、大幅に上がることになるんです。聞き方が変わったということをはっきりと表現をしたいと思います。

【会長】: ありがとうございます。最初におっしゃってましたように、この数字がかなりアンケートの回答者とあと今、事務局からお話があったように聞き方の違いで、この数字だけを見るに全然変わってくるということなので、ちょっと一喜一憂、全ての数字ですけども、できない部分もございますので、やはりわれわれとしまして

は、もうちょっと資料3、4のほうに話もだんだん移っておりますので、議題2にそろそろ行きたいんですけども。

ちょっと今のお話、委員から出ましたお話でセンター長からのご指摘があった、62ページになります。資料4

のほうの62ページ、評価指標の結局32、33になりますが、これいろいろちょっとまた今後動きがあるかもしれませんが、今の段階で62ページの評価指標の下なりにその一文を入れといていただきたいなと思います。やはり前回と変わっていない、もしくは上がっているような項目です。ちょっとまたご相談したいと思いますので。でないと、ちょっとパレットも非常に利用、活用とPRという部分で、少しわれわれもこの辺は力を入れて答申していきたいと思いますので、その辺はまた事務局とご相談したいと思います。その辺よろしく願いいたします。

【委員】：よろしいですか。

【委員】：今回数値を見てすごく気になったのが、特に30代ぐらいの女性たちの就業率が上がったってところが達成されたってということと関連してるとは思うんですけど、保育所の待機児童数がいろいろ高い状態にあるなというようなことがとても気になったところだったんですけども。ちょっとそのこととも関連してるかもしれないと思うんですけど、子育てのしやすさの指標もなかなか「しやすい」という方が増えていかない状態にあるってということが、具体的にそういうことともつながっているんじゃないかなと想像してちょっとデータを拝見してたんですが、どういう状態にあるのかってことをちょっとお話いただけたらなと思いました。

【事務局】：子育てがどういう状況にあるかということについては、ちょっとこちらのほう正確に把握しているわけではありませんが。

【委員】：保育所ですね。すみません、質問は保育所。保育所の設置状況とかだったんですけど。

【会長】：補足しますと、資料2の2枚目の17番ですね、評価指標の。「保育所待機児童数」がむしろ、ちょっとばらつきはありますが改善の方向にはないという委員のご指摘で、この辺が子育て環境と影響していないかということですけども。

【事務局】：川西市の子育てのほうも無認可保育所を少しずつではありますが作っていったというふうには理解をしていたところですが。

【委員】：無認可保育じゃなくて民間。

民間の保育所を増やしていったらいいんだけど、増やしても増やしても待機児童が減らないというか。供給が需要を喚起しているという面もあるし、潜在的に預けたいという人はいるから、待機児童はどんどん増えてる。だから、保育所の受け入れ定員は増えてるんだけど待機児童は減ってないという実態だと思うんですけど、子育てでは担当がいなからごめんなさい。

【事務局】：ありがとうございます。そうですね。27年度58人だったのが28年度に32人になってるということは、少しは改善されているということでしょうか。

【委員】：増設は。すみません、では一応増設は進んでいるというような状態にはあるってことなんですね。

【委員】：民間の保育所は増えています。それが十分かどうかというのはいろいろ意見あると思うんですけど、増えている。

【委員】: はい、分かりました。

【委員】: 保育所の定員は確か 190 人ぐらい増えてたと思います。ただ今年度の 4 月 1 日現在では、待機児童が 39 人、6 月現在で 71 人というような形で、全国的にいわれているように待機児童は増えていますし、厚労省のデータでいくと子どもの数の約 4 割は保育所入所というような平均が出ていますので、まだまだ川西はそこまで行っていないという状況ですから、そんなに待機児童が減るという方向にはないだろうと、今の段階では思います。民間の保育所や小規模の市の認可保育所っていうのは増えてはきてるんですけども、南部北部に細長いという地形も含めていろいろ課題はあるというふうに思います。

【会長】: よろしいですか。

【委員】: 今の件は参画プランの中には具体的に施策の方向として、読み取りにくかったんですけども、それはあったのでしょうか。

【会長】: それは資料 4 のほうに。

【委員】: 後で聞きますね。

【会長】: 皆さんもう、少し議論が議題 2 のほうに行っておりますので、お時間も進んでおりますので、あくまでも議題 1 の進捗状況を見てご確認をいただきましたかったんですけど。かなりご意見のほうが出ましたので、それは望ましいことなんですけれども、この進捗プランを見ていただき、むしろ 3、4 にどこに入れていけるかという、そういう議事、議題で当初進めていきたいとします。いったんここで議題 2、川西の男女共同参画プラン見直しについて答申案ということで、どうぞ資料 3、4 のほうをご覧ください、最初にお待たせしておりました委員、事務局ご説明あった後に、ちょっと先に事務局にご説明いただいて第一にお当ていたしますので今しばらくお待ちくださいませ。

議題 2 「川西市男女共同参画プランの見直しについて（答申）案」について

【事務局】: それではプラン答申案につきましてご説明をさせていただきます。資料 3、「川西市男女共同参画プラン改定版策定に当たっての考え方について答申案」をご覧ください。これまでの男女共同参画プランの見直しについての答申は、基本的な考え方、基本理念と重点課題、施策の体系、基本目標、基本課題、施策の方向で構成されておりました。具体的施策と評価指標が含まれておりませんでした。文章の末尾のほうも、「何々する必要があります」とか「何々することが求められています」というふうなことになっておりました。この資料 3 の答申案につきましてもこれまでのやり方を踏襲して作成をいたしました。しかし、再度、事務局のほうで答申案につきまして協議をしまして、具体的施策と評価指標も含めたプラン素案を答申とするほうがいいのではないかというふうなことでは今考えているんですけども、いかがでございましょう。

これまでの男女共同参画プランの答申の形に合わせた形で作らせていただいたのが、この資料 3 でございます。会長から大塩市長への答申という形で 1 枚ものの紙を付け、中身としては資料 4 のこのプラン案全部を答申という形で出していただいたほうがいいのかというふうに考えております。それでよろしいでしょうか。

そのプラン、次、4 番のほうのご説明に移らせていただきたいと思いますんですけども、前回の審議会でご指摘をいただきまして、それで修正を加えました主な点につきましてこの資料 4 に基づきましてご説明をそれではさせていただきますと思います。

まず 16 ページをお開きください。資料 4 の 16 ページです。下から 2 つ目のところですけども、前回まで

は「性同一性障害（性別違和）を含むセクシャル・マイノリティー」でしたが、性同一性障害という言葉に比べて理解のまだ進んでいない「同性愛」という言葉も記載すればなおいいのではないのでしょうかといったご意見、ご指摘をいただきましたので、そのような内容の文章に修正させていただいております。

次に 18 ページのナンバー5 をご覧ください。具体的施策のナンバー5 ですけれども、前回までは「保育所・幼稚園・学校」となっていました。認定こども園も入れるべきではないのでしょうかのご意見をいただきましたので、34 ページのナンバー43 もそうなんですけれども、それぞれ「認定こども園」という文言を入れさせていただきます。

それから同じ 18 ページのナンバー8、具体的施策のナンバー8 をご覧ください。ここでは下線部分、「特に女性の理工系分野への進路選択を支援するよう取り組みます」というふうな文言を下線を引いて入れております。下線の部分は新たに書き加えたところなんですけれども、一番右端の備考欄のところは「継続」という文言のままになっておりましたので、「拡充」に変更しております。

それから 19 ページをご覧ください。19 ページのナンバー15 のところなんですけれども、昨今、幼児の性の商品化もかなりクローズアップされてますので、この部分についての啓発が大事な時代になっているのではないのでしょうかというようなご意見をいただきましたので、「性の商品化」のところを「子どもたちも含めた性の商品化」に修正させていただきます。

続きまして 21 ページをご覧ください。上から 2 つ目の黒丸のところなんですけれども、前回までは「食の安心や安全が求められる中、農業への関心も高まっており、女性の視点を大いに取り入れるためにも」となっておりましたけれども、非常に旧弊な固定的な役割を女性に期待した文章になってしまっているのではないかとのご指摘をいただきましたので、「男女共の視点を取り入れるために」というふうに修正しております。

次に 31 ページをご覧ください。上から 2 つ目の黒丸のところです。前回までは「特に、男性の長時間労働が恒常化しているケースがあり、パートナーである女性の就業継続を困難にしています。男性の過労死や自殺を抑制することはもちろんのこと、男性が仕事の顔だけではなく」というふうになっておりましたけれども、女性の過労死や過労自殺も報道されてる今の労働環境の実態からすれば男性も女性も過労死、過労自殺しているんだというふうなことを書くべきではないのでしょうかというふうなご意見をいただきましたので、そのような内容の文章に修正しております。

次に 60 ページをご覧ください。上から 4 つ目の黒丸のところです。ここでは「NGO」という言葉が前回まで入ってたんですけれども、NGO は NPO に含まれるというご指摘がございましたので、今回は NGO という言葉を取りまして文章も少し修正しております。

なお、具体的施策、それから評価指標についてなんですけれども、事務局としましては答申をいただきました後に、審議会の中で多数頂きましたご意見を最大限尊重しながら各担当部署と具体的に決めていく予定にしておりましたけれども、冒頭申しあげましたように具体的施策、それから評価指標も含めて答申をいただいたほうがいいのではないかと今思っておりますので、次回の審議会までに担当部署と調整をさせていただきます上で、評価指標につきましては目標値を皆さまにお示ししたいというふうに考えております。

例えば資料 4 の 41 ページをご覧ください。41 ページの下に評価指標がございます。例えばナンバー23 ですけれども、「川西市の自殺者数」ということで、28 年度の数値は 13 人です。で、現行プランの目標としましては具体的な数字ではなくて「減少」というふうに記載しております。これ 5 年前に現在のプランを改定する時に、初めてこの評価指標という数値目標を入れていくということで取り組んでいったわけなんですけれども、各担当課と具体的に「じゃあ目標値どれくらいまでいけるでしょうか」という話を各担当課のほうに話を持っていったんですけれども、例えば「じゃあ 30% でいこう」という部署もあれば、例えばここ自殺者数ですけれども、これ市が働き掛けて自殺者数を 0 にすることってなかなか難しいと思うんですね。ですけれども、例えば 0 は難しいけれども、じゃあ 5 人にしようっていうふうに決めたとしますと、じゃあ 5 人までやったらいいんかというお話にもなりますので、具体的な数値を設けることが非常に難しい項目であるというふうなことで「減少」という目標にさせていただいているような経緯がございます。

というようなところもございますけれども、この審議会でもやはり具体的な数値を入れていくべきだというふうな多数のご意見を頂いておりますので、これから各担当部署とその数値目標について詰めて、次回の審議会までに

その目標値をお示ししていきたいなというふうに考えております。以上でございます。

【会長】：ありがとうございました。そうしましたら皆さま、資料3につきましては資料4の抜粋というふうなのがほとんどでございますので、資料3はむしろ1ページから3ページのところが答申の最初のところに付いているということですが、それ以外のところはむしろ資料4のほうで皆さんと議論していきたいと思っております。

そうしましたらお待ちせしました。委員、どうぞ。

【委員】：今の自殺者の数値のことなんですけど、最終的に担当とご相談されて決めたらいいと思うんですけど、私は減少というか、少なくするというほうがこのことについてはいいんじゃないかなあと。具体的にいくらという数字が出てきたとしても、目標として自殺者が何人というのはふさわしくないと思います。それは私はそういう思いですので申しあげておきます。

それと議題1、資料2について委員のほうから指摘があった消防団と消防職員のことなんですけど、この資料4でいうたら25ページになるのかな。25ページの24番で「女性の入団を促進します」ということに加えて、消防職員のことも指摘されたんですけど、29ページのほうに28、29で「男女平等の観点」ということで、「消防職・保育士等男女比率に一定の傾向がある職種についても是正の観点から応募者増に努めます」ということが書いてあるので、この25ページと29ページをちょっと整理しないといけな。事務局のご答弁では25ページのほうで消防職員のことを触れるということでおっしゃってたのかなと思うんだけど、29ページともちょっと整合性を取らないといけなんじゃないかなというふうに思いましたので、それは申しあげておきます。

それで、前回までに申しあげた意見について盛り込んでいただいてありがとうございます。感謝申し上げます。さらにいくつか申しあげたいんですけど、前回までに言っとけばよかったかと思うんですけど、このプランの中に「わが国」という言葉が何回か出てくるんです。その言葉遣いのことなんですけど、このプランの中にも「市内には多くの外国人が暮らしています」とか、あるいは「国際的な視点による男女共同参画」のうんぬんということがうたわれているので、市民の中には日本国籍の方もあり、外国籍の方もいるので、その辺配慮がいるのではないかなと思っています。

例えば13ページの2行目の中でアンダーラインが引いてある「女性の活躍がわが国の成長戦略」うんぬんですけど、これは例えば「政府の成長戦略」ということでもいいのかなと思うし、26ページの1行目「近年、わが国においては」というのは、例えば「近年、日本社会においては人口減少」うんぬんということでもいいのかなというふうに思うところです。わが国という言葉遣いについてどうなのかなと思いますけど、いかがでしょう。

【事務局】：はい、そのように変えさせていただきます。

【委員】：あと2つだけ。セクシャル・マイノリティーのことについて修正をいただいて良かったと思います。前回までも申しあげたんですけど、川西市の人権推進室はこのセクシャル・マイノリティーの問題に熱心に取り組んでいただいていると思っています。例えば当事者の方が相談窓口をされているとかね。総合センターで当事者の方を相談員にして、セクシャル・マイノリティーの相談を受けておられるとか、いろんな取り組みをされているんですが。啓発とか相談についてはすごく熱心にされてると思うんですけど、具体的な課題について、今後取り組みがあるのではないかとということで申しあげたところです。

例えば40ページで「市営住宅の募集に際して、母子家庭等の優先枠の確保に努めます」ということで書いてあるんですけど、こういうレベルで、例えば同性愛のカップルが市営住宅に入れるかといえば入れない状況があると思うんです。そのことを具体的に書いていくのは難しいと思うんですけど、あらゆる人が安心、安全で暮らしていける環境づくりという項目があるので、そこで「セクシャル・マイノリティーの人たちが暮らしにくい制度や政策の面での解決を図る」というような視点も盛り込んでいただけたらどうかなというふうに思います。

もう一つは、26ページで女性のほうが非正規労働者の占める割合が高いとか、男女賃金格差が大きいとか、女性の職場の環境改善が必要となっています、ということを書いてもらったことは良かったなというふうに思い

ます。

で、28ページ、29ページで、施策の方向として「働く場における男女の均等な機会と待遇改善への取り組みの推進」ということがあって「市職員、男女平等の観点から」うんぬんということが書かれているんですけど、私は、嘱託職員、臨時職員の課題というか、女性の貧困あるいは格差という視点からいえば、臨時職員、嘱託職員をどのように捉えるのかっていうことが課題としてあるかなと。市役所の中で。別に市役所の臨時職員、嘱託職員については男女別で採用しているわけではないですけど、実態として非正規労働者の臨職とか嘱託の圧倒的多数は市役所においても女性です。そういう実態があります。ちょっと調べたら、臨職は役所 763 人ですけど、そのうちの 694 人が女性です。嘱託については 178 人全体でおられますけど、そのうち 137 人が女性というそういう実態があります。

やっぱり男女の賃金格差ということの問題だとこのプランでうたっている中で、市役所の実態として非正規の嘱託、臨職についてはそういう実態だということについて、役所としてもやっぱり問題意識を持ってもらいたいなと私は思うところです。その辺のところについても、今後具体的な施策として課題としていただけたらと思います。以上です。

【会長】: ありがとうございます。事務局からご意見に関してのご回答できるところがございましたらお願いします。

【事務局】: 今、頂いたご意見は非常に重たく受けとめていますし、また非常に難しいことであろうというふうにも思っています。前回の審議会の時に委員のほうから、例えば今、40 歳前後の未婚の女性、非正規の女性の貧困というのが非常に深刻であるというふうな、ですけども男性のワーキングプアとかに比べるとなかなか社会問題として捉えられてないというふうなご意見をいただいたと思います。

確かにそうだと思います。氷河期を経験して今 40 ぐらいになられた女性の方々の貧困というのは確かに大変な面があるだろうというふうには思っています。ただ、それをこのプランの中に、例えばワーク・ライフ・バランスの章の中にそれを文章として書き込めないかということや、だぶん考えたんですけども、すみません、それはなかなか文章化することができませんでした。今、頂いたご意見につきましても、またいろいろ書き込めないかということや考えていきたいというふうな思います。以上です。

【会長】: 委員がこの辺にこういうふうに入れられるんじゃないかという例がございましたら事務局に言っていたくなり、今急にちょっと申しましたけれども、事務局側が悩んでらして、いや、ここにこういう感じの文ではいかかかという、何かご提案があったらまたちょっとぜひ出していただけたらと思いますのでよろしくお願いします。

【副会長】: すみません、今、委員のご意見はほんともっともだと思っているんですが、ただちょっと 1 点確認と、1 点はちょっと追加の意見なんです。先ほど嘱託職員と臨時職員の話が出ましたが、確かに女性が圧倒的に多くて現状としては問題なんです、川西市として何かほんとにできるのかなと。というのが、他の企業とは違っていて、正規で採用するっていうわけにはいかないですよ。公務員試験との関係がありますから。なので、その臨時職員の方たちを何か正規の職員にするっていうことは、これは市が何とかできる話でもないのかなというところですね。それでも何か書けることがあるのであれば書く必要があるのかなという、そういうことをちょっと感じました。

それが 1 点と、あと委員がおっしゃいましたが、例えば 16 ページ、一番最後の黒丸のところ、ここはずいぶん前回いろんな議論をしてこのような文章にさせていただいたかと思えます。「性同一性障害」という言葉をなるべく避けるような形で「性別違和」という言葉を使って、そしてあと「同性愛」という言葉を入れましょうということで、こういうふうな書き方にさせていただいたかと思うんですが。

ちょっと私も最近このセクシャル・マイノリティーのことについて少しだけいろいろ本を読んだりしていますと、まずは「セクシャル・マイノリティー」というふうな呼ぶこと自体問題だと。というのが、マジョリティー

である異性愛者であったり、あとは性がジェンダーとセックスが一致しているとされる多くの人たちですね。その人たちから見れば、この人たちはマイノリティーなんだ、あなた方は少数派なんだというふうなラベリングというのが、レッテル貼りをするにもなると。そういうこともあって、最近では「LGBT」という言葉がよく使われると思うんですが、これも国際的には「LGBTI」が使われるようなんですね。「I」というのはインターセックスで、男か女か、いわゆる男性か女性かっていうことが見分けがつかないというのが、区別が難しい場合ですよね。そういうような方たちも含めてLGBTIという言葉を使い、レズビアンだとかゲイ、バイセクシャル、そしてトランスジェンダー、インターセックスという言葉省略してLGBTIになっているわけですが、それを使うことによって当事者の自称ですよ。私たちはレズビアンだとか、ゲイだとか。その人たちの立ち位置から、その言葉を使うっていうほうが正しいだろうということで、今そのLGBTIという言葉を使う方向にあるようなんですね。

市役所の公的な文章でどこまでそれを扱うことができるのかっていう問題はあるかと思うんですが、改定版を出すのが平成30年の3月ということですよ。そうすると、もしかすると国のほうも動いてくるかもしれませんし、ここでその「セクシャル・マイノリティー」という言葉を残したり、あとは「性同一性障害」というこれ自体もやっぱり問題があるわけで、私たちは健常者でそうじゃない人たちは障害がありますよというような、そういう響きとか、呼称にもなりますので、やっぱりここもちょっと変えなきゃいけないのかどうなのか。

【委員】: すみません。すごくいろいろな意見があるテーマだと思うんですね。私はLGBTIのほうがちょっと良くないと思っている派なんです。最近、あるいはSOGI、ソギとかソジとかいわれていますけど、いろんな言葉が今出たり消えたりしているようなところがあると思いますし、まだ現状で性同一性障害の法律変わってないところがありますので、法律が出た時に変えていくっていう方向でもこのテーマはいいのではないかなというふうに思います。セクシャル・マイノリティーのほうが包括的な概念であるっていう考え方もあると思うんですよ。LGBTIは5つの人たちにしか言及してないので、その他にもいろいろなマイノリティーがいますので。という気もちょっといたします。

【副会長】: すみません、この32番の注釈は何が入るんでしたでしょうか。もしかしたらちょっとその辺、議論があるっていうようなことをもう少し含めてもいいのかもしれないですね。

【事務局】: 今おっしゃったような議論があるということですので、前回のプランにはそこまで書いていませんので、もう少しこちらのほうでも勉強しまして何か上げていきたいとします。こちらのプランの用語解説につきましては、答申には入っていませんので、原案を作りましたら会長、副会長のほうにはお示しさせていただいて確認していただければと今の時点では考えております。

【会長】: 今のセクシャル・マイノリティーの用語も含めてですけども、特にこの部分につきましては委員のほうにもご専門でございますので、ちょっとできあがりましてお送りいただけたらと思います、また。配布するなら別ですけどね。

【事務局】: はい、分かりました。

【会長】: お願いいたします。他いかがでしょうか。はい。

【委員】: 今の関係でいいですか。

【会長】: はい。

【委員】: 1つは性同一性障害、LGBTIがいいかどうか、いろいろな意見がありますということでして、私どっち

がいか分からないんですけど、1つですね。川西市の福祉のほうでずっと議論してきて、「障害」の「害」を平仮名にするということに川西市としてはなってるので、それは「害」は平仮名にしというたほうがいいんじゃないかなと思います。

【事務局】: この「性同一性障害」というのは一つのこれで文章になっているので、川西市で使う「障がい者」というときには「がい」は平仮名にしますが、この文言につきましては法律のとおり使わせていただこうと考えております。

【委員】: 法律とか、そういう固有名詞とかは漢字でいいと思うんだけど、6ページの丸の7つ目の「性同一性障害」の「害」は平仮名でもいいと思うし、文科省の通知は文科省の通知が漢字を使ってるから、これ平仮名にしたらおかしいことになると思うんですけど、その辺はちょっと整理してもらったほうがいいと思います。

それと非正規労働者の市役所のことでお尋ねがあったんですけど、例えば韓国の大統領が変わりまして、何ていう名前だったか？

【会長】: 文在寅。ムン・ジェインです。

【委員】: ムン・ジェイン？ありがとうございます。公務員の非正規職をなくしますという方針を打ち出して、画期的なことだなというふうに思っています。

で、川西市で具体的にどういう指標があり得るかということなんですけど、現実として女性が非正規の部分になっていて、そこが賃金が非常に安いという実態があると思います。だから給料は非正規であっても上げることがありますね。ボーナスを出してる市と出してる市がありませんけど、その非正規の中でも待遇を改善していくこともあると思うし。おっしゃるように、非正規の人を何年か務めたら自動的に正規の公務員になりますよというのはなかなか難しいと思いますけれども、本来正規で職員を増やしていかないといけないところを、労働者の人権とかそういうことよりも市の財政規律の問題で、本来は正規でやらないところを非正規にやってる面も私はあると思うので。その辺のところを、書き方難しいと思うんだけど、何らかの形で具体的な施策にできたらなというふうに思いますけど。

【会長】: やっぱ一番、民間と役所の違いってというのは、やはり私も公務員試験という一つの大きな民間と違う制度があるということで、正職員を増やすというときにそこに試験があって、それこそ平等で男女で入れた時に男女比率がそこでもうすでに違っているわけなので、正職員を増やしたところで女性の職員がどれだけ増えるかっていうことはまた別だと思うんですね。

おっしゃってる意味は要するに、非正規を減らして正職員を増やしても、思ってたぐらいの正職員の女性率が上がるかっていうのはまた別で。非常にだから、非正規の部分にこだわってらっしゃるのは分かるんですけども、それよりももっと、民間企業へどれだけ、役所の中ももちろんですけども、民間のところにもどれだけ女性が正規で就職できるかっていうことを、もっともっとこの中で落とし込んでいかなきゃいけないので。ちょっと先ほど一番、委員に続きを言っていたかかったんですけど、先ほどその待機児童数ですね。それと子育て環境で、結局潜在的にもこれ出てる以上に待機児童がいて、結局女性の社会進出といえますかね。就職したいのにできない、そういう女性をどれだけ後押しするかっていう、その辺どこに盛り込まれてるんですかっていう話があって。

16ページ、17ページをちょっと見ていただきたいんですけど、委員にやっぱり弱いというふうに、その辺、委員がどの程度思われるかですけども。ごめんなさい、全然違う。26、27ですね。委員がおっしゃる、その公務員からまずはこの辺、審議官の女性登用率とか、職員の管理職とか、いろいろなところで述べてますけれども、非正規が女性に増えているというところにどの程度、たまたま少しそこクローズアップされる、たまたまと言ったらちょっと言葉があれなんですけども、もうちょっと女性全体がどれだけ民間企業でも正職員として働けるかっていうところにちょっと視点を移したときに、それを後押しするような表現とか、後押しするような

施策というのを、委員なりに何か思いがあれば言っていたきたいなというところがあるんですけども。

【委員】:今の点に関して、非正規の人たちの待遇を良くするっていうことも男女の格差の中では私も重要だとは思いますが、どうなんでしょう、川西の非正規職員の給料の体系は、この近辺と比べてまずい状態にあるとお考えですか。

【委員】:まずいというか、職種によるんですけど。例えば児童育成クラブの指導員はほとんど女性ですけど、近隣市よりも、全部は分からないけれど宝塚が一番高いと思うんですけど、宝塚よりは低い状況であります。阪神間の中で特別低いかということもそういうことでもないけど。ただこれだけ非正規労働者が多いということが私は問題で、正規職員との差が問題で、私の問題意識としては近隣市の非正規職員同士で格段に低いかどうかということあまり問題意識としてはなかったんですけど。

【委員】:全体的に上がるべきだと私は思っているんですけども、非正規の人たちの給料が上がっていく必要はすごく重要だと思うんですけど、どこまで納得してもらえるものとして入れるかなって思ったときに、ちょっと一つの論理として周りよりも低いっていうところがあるんだったら打ち出しもいまいかなと思いました。

【委員】:先ほどの29ページのところの市職員の採用というところのね。例えば先ほどの留守家庭児童育成クラブの職員、保育士、それから公的などにはありませんけれども介護士といったような福祉の労働現場に女性が多い。で、そういうところでもとても低賃金だ、正規職員であってもね。臨職であればなおさらそうだ、という実態っていうのがものすごく大きな問題だというふうに思っています。ですので、ただ男女の比率が一緒になれば男女平等かではなくって、私はやっぱりその賃金っていうものが、この3のところの施策体系にもあるように、ほんとにワーク・ライフ・バランスと共に成り立っているのかどうかだと思うんですね。

ですから川西市の保育士のアルバイトさんはざくっと1カ月に16万としかありません。日給8,000円幾らのパターンでされてますからね。そしたら正規職員がとてつもなくいいのかというと、実は川西市の正規職員の保育士は、短大卒だったら今は川西市内の民間の新卒の保育士さんの給料よりも低いところがあります。っていうぐらい、ものすごく保育所の職員が、事務職員として雇われていますから、川西市の場合は、そういうふうにとてつもなくある意味しんどい職場にある。ただ正規職員の場合は定昇がありますから、勤め続けていくとどんどん給料が上がっていくのでおしなべて平均収入としては上がっていく。ただ民間の場合は途中でお辞めになられたりというようなことがあって低いままで、頭打ちがありますので、国の方向も含めて。みたいな部分があるというところで、じゃあ、それが労基法違反かということ、最賃はクリアしてるので全然問題ないというね。

だからそこに立っていくのかどうかというところが、オール川西の財政の部分もありますので、理想と現実というところ。ただ、先ほどご答弁であったように、そういう問題意識をちゃんと持っている。担当ではなくてね。私はやっぱり、市全体としてそういう意識を持ってきているのかっていうところがあると思うんですね。保育所なんか本来正規であらなければならぬ方たちが非正規で働いているという実態があります。ので、そのところが留守家庭児童育成クラブも同じです。本来ならばずっと常勤で働いているにもかかわらず臨職であり続けているというところが、ほんとに問題としてなっているのか。で、その方たちの日給であるとか、所得であるとかっていうようなところの問題意識をちゃんと持ってはって、解決の方向に向くのか向かないのかっていうのはものすごく大きなことだと思います。

ですから、一点福祉労働という現場に女性職員がやっぱり正規でも非正規でも多くて、その方たちがほんとに人間らしく働いているかということ、実は親元から離れられない。16万では生活できませんからね。みたいな状況は、やっぱりワーク・ライフ・バランスの推進という点ではおかしいよね、とかというような形の意識に変えていってもらわないと、財政がどうやこうやというところから抜けきれない。だから本当にこの男女共同参画の問題をやっぱり改善していきましょうというような形で捉えていけば、ほんとにこの「仕事と生活の調和」なんていうのはとっても簡単な言葉のように感じるけれども、一番本来ならばやりやすい公務労働の現場で「なかなか前に進めへんねん」というところの問題提起やと思うんですね。

ですから、それがやっぱり担当課だけじゃなくって、私はやっぱりトップも含めて、ここのところに根っこ、やっぱり入れていかなあかんよね、ということにならないと、より民間ならば厳しい状況があり、民間でも正規よりも非正規の方たちのほうがもっと厳しい状況がある。ダブルワーク、トリプルワークなんていわれて、もう何年にもなるわけですからね。だから、どんどん悪くなるんじゃないって、やっぱりより良いものになっていく方向を、せっかく作り替えていくわけですから、より発展した基本目標の捉え方、その具体的な施策であったり評価でなかったらあかんと思っているので、委員がおっしゃったことは私もものすごくよく分かるし、今の実態っていうのはより厳しくなっているというふうに思っています。

ので、先ほどの正規で男女の比率というような文言が一つありますけれども、それだけではなくて、やっぱり「仕事と生活の調和」というところも含めてね。総合的に考えていかないと、「いや、ここだけクリアができたよ、そしたらそのさっきの「もう労基は守ってんねんからええやん」ということになっていかざるを得ないでは困るよね」というところが、この計画の一番の大きな、総合的にやっぱり人間が人間らしく一人一人が豊かに幸せに生きていきましょうよねっていう大きな目標の中で持っていくべきだというふうに思っていますので、その辺りはぜひほんとにオール川西で頑張っていたいただきたいと思うので。

ごめんなさい、そのことが先に言いたかったのではなくって、19 ページの先ほど説明がありました 2 の 15 番です。二重線で書き直していただいてすごい嬉しかったですけども、これ文章読むととても変なんです。『携帯電話、インターネット上の性や暴力に関する有害情報の危険性や、子どもたちを含めた性の商品化が女性の人権を侵害している』これ、ここに「女性の」っていつて入ってくるので、別に子どもたちを含めた性の商品化が「女性の」という固定ではないので、「性の商品化が人権を侵害している」ということの部分で前回意見を言わせてもらったと思っていますので、別に女性にこだわらず「性の商品化が人権を侵害している」でいいと思っていますので、ここはちょっと書き直してもらったほうがいいかなというふうに思います。

【会長】：ありがとうございます。他いかがでしょうか。

【委員】：子育てに関してのことなんですけれども、さっき待機児童が多いという件に対して、実際の指標の中にあるのは「整備を進める」という 1 点以外に、1 点この文章だけだというふうに捉えてよろしいでしょうか。すみません、何番。

【会長】：33 ページに評価指標が出ているのはありますけど。

【委員】：34 ページの 41 番の「保育体制の整備に努めます」という文章以外には、特に具体的な施策のことに関しては他には文章は特に今上がっていない状態なんですか。

【会長】：事務局のほう、いかがでしょうか。

【委員】：待機児童数を改善するための方策としては、このナンバー 41 の具体的な施策のみが現在上がっているものと捉えてよろしいでしょうか。

【事務局】：具体的な施策の中ではそれのみですね。31 ページの現状と課題の 4 つ目の丸には「川西市次世代育成支援対策行動計画」というものがありますので、ここの計画の中には保育所のことなども書いてあると理解はしております。

【委員】：可能であるならば現状と課題の中にも、現在急激にこの間に就労女性が増えているということと、それに対して早急の「保育園落ちた、日本死ね」というのもありましたけれども、保育所の整備ということが必要であるという文言を、何らかの形で入れていただけたらなと思います。

【会長】: はい、どうぞ。

【委員】: 今の話がありましたその 31 ページの「川西市次世代育成支援対策行動計画」、全然間違いじゃないんですけども、もう今は平成 27 年度から「子ども・子育て計画」になって、保育所だけではなくて、留守家庭児童育成クラブ等々の保育や教育の量や質というところで新しい計画になっているので、そのところの文言に少し切り替えていくということが大事かなと。その計画も平成 29 年度には見直しをするというふうに市のほうも言っていますから、今、委員がおっしゃったような部分の課題っていうのも市のほうも理解をして、保育の量も含めて変えていきたいと思いますということになっているので、そういう文言に変えられたらいいのではないかなというふうに思います。

【会長】: よろしいでしょうか。ありがとうございます。今、委員がおっしゃったその待機児童、それとかそれへの対応、「子ども・子育て計画」のことで、主にその 31 ページ、基本課題 6 に関する具体的施策ということになるんですけども、実は私はむしろ 26、27 ページにまたがる基本課題 5 です。結局、基本目標 3 に、ローマ数字 3 に関わるんですけども、「働く場における男女共同参画の促進」のところの現状と課題の黒丸 4 つ目なんですけれども、今、委員がおっしゃっていたように、その女性の就労。

4 行目の「企業への啓発や保育体制の整備」、これではちょっと弱いですよ。ですから、この 5 と 6 なんですけど、具体的施策としては 6 のほうに出てるんですけども「保育体制の整備に努めます」だけではちょっと弱い。ここまで議論になってますし、やっぱり女性の就労、それから非正規雇用の方もずいぶん多い中で、保育体制という問題はかなり、働きたいのに働けない方々というのはもっと大変な状況になるので、27 ページと 31 ページ、その辺を強調できるような文言に変える工夫をお願いできればと思います。

【委員】: 長い目で見ると、きつい仕事はロボットのほうに移行していくんじゃないかっていうような問題もあって、要するにそうなってくると、きつい仕事でもいいから仕事があるほうがいいのかっていうふうなり、現実はどうして女性が非正規とかしんどい仕事、介護・看護の中でもしんどい部分を担ってるかということ、やっぱり女性に対する意識の問題と、先ほど言った子ども・子育ての問題の働きにくさと、この 2 つだと思うので。この 2 つを解消しないと、世の中から仕事が少なくなると働くのは男の人だけで女の方は家庭っていう状態がほんとに戻ってくるかもしれないし。今が結局すごく大事な正念場で、正規と非正規の問題も大事なんですけど、そこは私はやっぱりちょっと分けて。正規と非正規の解消の問題はまた別問題として、どうして女性がしんどい仕事のほうにいつてしまってるのか。で、そういう仕事がなくなってしんどくない仕事で仕事自体が少なくなる世の中になってきたときに、女の方が働けるのか、戻ってしまうんじゃないかとか。先のこととかも見ながら考えると、どういう社会の状況になっても、結局女性がしんどいほうに流れるという状況を止めるっていうのが、結局男女共同参画だと思うので。今おっしゃったお話はもう、私はそうだなと思いました。

【会長】: どうぞ。

【委員】: 子育てという形のシーンの中でね。自治体によってやったら病児保育というのがあるんですよ。正規であつたらある面で休みやすいつていうことがあるんです。有休の消化があつて、病欠も含めて。でも非正規だったらある面で休めない状況。だから病気になった子どもへの支援っていうのは、自治体によっては病児保育という民間もあるしということなんです。川西ではちょっとないということを知っています。そういう面でこの男女のワーク・ライフ・バランスも含めて、働きやすいやっぱり環境づくりというのは絶対必要だと思うんです。という一つ、意見です。

【会長】: ありがとうございます。病児保育について事務局からご意見ございますか。

【委員】: 病児はないです。病後児はあるけど、病児はないです。病児保育は一応前向きに検討しています。

【委員】: 今のお話で、先ほど 31 ページのところの「次世代の育成」ではなくって、「子ども・子育て計画」のところで、今おっしゃった病後児保育の問題であるとか、今、川西は留守家庭児童育成クラブも 4 月時点で 113 人も待機児童がいますので、ものすごい大変な状況が保育所も留守家庭児童育成クラブのほうもあるのですね。それについては、今の現状をしっかりと把握をして改善する方向というの、見直しも含めてどうしていくのかという対策は、その「子ども・子育て計画」のところに、それこそ今おっしゃった病後児保育の問題であるとかということも含めて計画、項目としての計画、それから目標値、それから具体的にどうしていくのかというようにことなんかは入っている計画には一応なっているの。それを全部ここに書いていくわけにはきついかないと思うので、先ほどの 20 何ページと 31 ページのところの少し文言を触っていただいて、今ある課題のところで、この計画をもっと前進させていくんだよね、というようなことなんかの文言にさせていただけたらいいんじゃないかなという気がします。

【会長】: どうぞ。

【委員】: 女性活躍推進法が今回の見直しの中では一つすごく大きなテーマになると思うんですけども、今、下線が引いてあるものが多分女性活躍推進法に含まれたさまざまなものだというふうに把握したんですけど、ちょっと一つお伺いしたいのは、この中で情報開示に関しての部分は一体どういうふうな形で設定されていらっしゃるのかということ。今回多分、女性活躍は別の推進計画を作るんじゃなくて男女計画に盛り込む形での対応だと思ったんですけど、情報開示をしていく場というんですか。多分インターネット上になると思うんですけど、そこに関してはやっぱり男女共同参画のところの中の一部として盛り込んでいかれる予定になっているのかということ、ちょっと具体的にお伺いしたかったんですけども。

【事務局】: 31 ページの一番下の欄にあるんですけど、「川西市特定事業主行動計画」というのを川西市でも作っています。これにつきましては開示するということが法律で定められていますので、男女共同参画が担当、人権推進室が担当ではなくて、職員課が担当事業主ということですので、職員課が担当でホームページのほうにアップしております。

それがどこかに表現されているかということにつきましては、どこにも書いてはないですかね。それを書いたほうが良いということではないですか。

【委員】: 女性活躍推進に関する取り組みの情報開示っていう。例えば特定、地域の中の、何でしたっけ、特定事業主の人たちに対する行動計画とかそういったことが求められてるよう思うんですけども、そういったこと全般に関する情報開示はどのような形が特に行われる予定なんでしょうか。

【事務局】: 全般というのはどういう意味ですか。300 人以上の事業主については開示をしないとけないということですが、川西市で、ちょっと私も担当のほうに確認したんですけども、その 300 人以上の事業主というのが把握はできていませんので、県のほうにも労働局のほうにも確認をしましたがけれどもその把握ができませんでした。

【副会長】: 改正というのか、改定がありまして、今 101 かなんかに変わったんじゃないんですか。最初 300 以上だったんですけど、301 かな。従業員数が 301 だか 300 以上だったと思うんですが、何年前かに 101 か 100 に変わったような気がするんですけど、違いますかね。でも、それ義務ではなくて、推奨するとかそんな話だったと思うんですけど。何か罰則規定があるわけではない、だと思えますが。すみません、うろ覚えですけど。

【事務局】: 平成 27 年の 9 月にできた法律では 300 人を超えるものとはということなんですけど、27 年にできてからまた改定があったのでしょうか。

【副会長】: ちょっと分からない。何か 100 っていう数字が出てきてると思うんですけど、ちょっとうろ覚えです。

いや、もしも 100 とかになってきますと、該当する企業なんかも出てくるかなと。それだけなんですけども。

【委員】: 私もちろんまだ全然分かってないんですけど。28 ページと 29 ページにある、この「ひょうご仕事と生活の調和推進企業」認定制度っていうのは、これは女性活躍推進法と関連したものなんですか。

【事務局】: これは兵庫県のほうが、それに関連してだとは思いますが、ワーク・ライフ・バランスを実現する制度整備や働き方の見直し、組織風土の醸成等に向けた取り組みを支援するというで作られているものです。それに関連したものと理解しております。

【会長】: 他いかがでしょうか。まだ一度もご発言がない委員は、何か一言いかがですか。せっかく今日初めてお越しなられて、ちょっともうかなり終盤の加筆修正とか、皆さまご意見、より認識深めてるんですけど、ご感想でも結構ですから。どうぞ。

【委員】: 学校の現場でもこのようなことはかなり話題になってきているとか、どんどん入ってきています。特に先ほどの LGBT のことについては、先ほど行われた阪神中学校長会の研究会でも講師に宝塚大学の日高先生を招いて阪神間の全校長が学ぶという場面がありました。本校も子どもがなかなか外へオープンマインドできないので、そういう資料を、子どもたちが手に取るよう保健室や図書室、校長室も含めて、置くようにしています。市内の 7 中学校も資料を購入してそれぞれの学校に配置しましょうということになっています。

学校もどちらかといったら中学校は特に古い体質というのはなかなかあるとは思いますが、いろんな情報を入れて今やってるところなので、こういう共同参画プランというのを見させていただいて、ちょっと学校だいぶ遅れているのかなと認識を新たにしました。ただこういう機会に、やはり小中の校長会のほうにもまたフィードバックして、川西市の教育委員会と共に女性であり、また子どもたちもそういう性差が比較的薄い、小中ってどうしても幅が少ないと思いますので、そういうところも含めてしっかりと教育の中にも反映していかなければならないなという感想を持ちました。

【会長】: ありがとうございます。また現場のほうにぜひこういう意識が浸透していけばと思いますので、ぜひ懸け橋のほうよろしくお願いたします。他いかがでしょうか。時間もかなり長時間となってまいりましたので、今日ぜひこういう意見を次回の宿題みたいな形で出させていただいても結構ですけれども、よろしいでしょうか。

そうしましたら皆さん熱心なご議論をいただきまして、事務局のほうも取りまとめるの大変かとは思いますが貴重なご意見ばかりですので、なるべく改定版のほうに盛り込んでいただけたら幸いです。そうしましたら、引き続き事務局のほうで答申案の修正、加筆の作業よろしくお願いたします。

議題 3 その他

事務局より次回審議会の日程について説明。

～ 審議終了～